

教育委員会
教育長 様

尾北教職員労働組合
執行委員長 川崎 徹

日頃、教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

私たち尾北教職員労働組合は、皆様方のご協力をいただきながら、「子どもが輝き、教職員が安心して働き続けられる学校づくり」を目指して活動を続けております。

今回、さまざまな教育課題の解決や私たち教職員の勤務条件の改善に向け、下記の要請事項をまとめました。内容は、尾北の3市2町に関わる要請事項となっています。該当する内容に関してよく検討され、関係機関への働きかけも含め、これらの諸課題解決のため一層のご尽力をくださいますようお願いいたします。

要請事項

1. 教育に関することについて

- (1) 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- (2) いじめや不登校といった心のケアを必要とする課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラーを拡充すること。
- (3) 学校間競争をあおり、学びをゆがめ、子どもの心を傷つける「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)へ参加しないこと。たとえ参加しても、市町や学校別の成績を公表しないこと。また、過去問題の練習を行うなど、点数を上げるためのテスト対策は、全国学力テストの弊害の深刻化につながるので、行わないよう指導すること。
- (4) 道徳の教科化については、内心の自由の侵害などの問題が含まれており、教科化にあたっては、特に以下の内容について留意すること。
 - ①一人一人の率直な思いや心のありようや変容を認めることを基本に、評価を含めた指導のあり方を考えること。
 - ②「愛国心」の押しつけをしないこと。
 - ③「わたしたちの道徳」など特定の資料の使用を押しつけないこと。
- (5) 特別支援教育については、通常学級あるいは特別支援学級における支援員のさらなる拡充を進めること。また、通級指導教室を増やし、特別な支援を要する子どもにとっての教育条件の整備を進めること。また、インクルーシブ教育を進めるにあたっては、施設設備の整備や人的加配などの条件整備を図ること。
- (6) 養護教諭の複数化を進め、児童・生徒の健康安全確保及び相談活動の充実を図ること。また、修学旅行・野外活動等の引率で養護教諭が不在になる場合は、看護師又は保健師などを配置し、通常の学校運営に支障が生じないようにすること。
- (7) 学校図書館法が改正されたことを受け、各学校ごとへの図書館司書の配置を早急に進め、図書館利用の充実を図ること。
- (8) 現行学習指導要領による授業時数の増加で、学校生活が窮屈になり、会議や学級学年事務の時間確保が困難になっている。打ち合わせや会議を減らしたり、朝の帯時間や余剰時数(標準時数を上回った時数累計)の活用で午後の授業を一部カットしたり、クラブ・委員会を行わない日を設けたりするなど、具体的な改善策を講じること。
- (9) 中学校での職場体験活動に関して、自衛隊の体験活動を実施している学校が見られ

るが、平和教育の観点及び、保護者の不安を招くことから、自衛隊を職場体験活動の対象にしないこと。また、教育委員会は、自衛隊に協力する事業への参加や後援等、保護者や地域住民から不信感を持たれるような取り組みをしないこと。

- (10) 教職員評価制度については、5段階評価といった形式的な評価方法は、教育現場にはなじまないもので、廃止を含めて基本的に見直すこと。また、給与等の差別で、職場のチームワークを破壊しないようにすること。
- (11) 研修については、自主的な研修を尊重すること。勤務時間外に及ぶ学習会などへの参加は、押しつけにならないようにすること。
- (12) 長期休業中は、教員にとって自主的に研修ができる絶好の機会であることを考慮し、校内での会議や研修等を精選して自主的研修期間の確保を図ること。
- (13) 「指導の不適切な教員」認定制度は、教員を職場から選別排除し、教員の意欲を著しく低下させる制度であるので、廃止すること。
- (14) 学校を空けることの多い初任者研修制度のあり方を改善し、子どもと十分に関わられるようにすること。また、初任者研修の内容については、各種文書の作成や報告などが加重負担とならないよう改善すること。
- (15) 教員免許更新制については、早急に廃止すること。当面、受講に際しての講習料及び交通費や宿泊費などの必要経費が自己負担になっている現状を改善すること。
- (16) 少人数授業は、以下の点を考慮して導入すること。
 - ① 少人数授業は、加配の分だけ実施し、担任教師の実務時間（空き時間）を確保すること。
 - ② 習熟度別クラス編成等で、子どもたちの人間関係を損なうことのないよう配慮すること。
- (17) 教師用指導書の購入削減については、各学校の要望を集約しながら検討すること。
- (18) 学校訪問の公開授業については、指導案作成及び「指導・助言」をなくし、授業参観だけにし、簡素化に向けての改善を進めること。
- (19) 就学時健診は、本来、市町が行う業務で、学校は当日の業務を委託されて行っているものであり、就学時健診当日の業務以外に、個別に家庭への連絡や児童生徒の発達状況の聞き取り調査などの業務を学校職員が担うことのないよう、市が責任をもって行うこと。
- (20) 教育活動に必要な事務用品を教職員が自費で購入していたり、用紙やマジックなどの消耗品の費用を父母負担に頼っていたりする現状を改善し、公費で賄うようにすること。
- (21) 給食費の無償化を進めること。
- (22) 市民祭りなどの地域行事で、学校の児童・生徒や教職員に負担をかけないこと。
- (23) 作品募集については、学校現場に過重負担とならないよう配慮すること。
- (24) 教育委員会制度が変更されたが、政治が教育に介入することなく、教育条件の整備や教育の条理に基づいて教育行政が行われるよう、教育委員会が役割をきちんと果たすこと。また、開かれた教育委員会及び教育行政となるよう、定例教育委員会や総合教育会議等の議事録をホームページ等で公開すること。
- (25) 教育より財政の論理を優先させて行われる学校統廃合は、地域と学校のつながりを絶ち、地域の教育力の低下につながるので行わないこと。

2. 教職員の労働条件の改善について

- (1) 豊橋市の鳥居先生の公務災害認定訴訟が最高裁判決で確定し（2015・2・26）、学年学級事務や部活動など、やらざるを得ない業務が時間外に及んだ場合は、それを公務として扱うという判断が下された。今後は、そうした時間外の業務について、

- 勤務時間の割り振りをきちんと行うとともに、勤務時間内に業務が終えられるよう、専科教員や部活動指導員など、必要な人員の増員や加配を進めること。
- (2) 部活動については、過熱のあまり健康や家庭を犠牲にすることのないよう、活動を行わない日を設定したり、朝の部活動をやめたりするなどの改善を進めること。
 - (3) 県教委通知（2010・3・5）及び文科省通知（2006・4・3）等に基づき、労働時間の適正な管理と健康管理に向けて、以下のことに取り組むこと。
 - ① 県教委通知の3つの内容「勤務時間の適正な管理」「長時間労働による健康障害防止」「記録表の3年間保存義務」をすべての職場できちんと進めること。
 - ② 職員の労働時間の実態把握は、校長及び教育委員会の責任においてなされるべきものであり、全職員の毎月の労働時間及び時間外労働時間の記録を校長が確認すること。尚、記録の簡素化を図るため、タイムカードやICカード等を導入すること。
 - ③ 各学校の職員の労働時間の記録については、定期的に各市町の教育委員会へ報告するようにし、教育委員会において市町全校の実態把握を行うこと。
 - ④ 1ヶ月の時間外労働の累計が、80時間・100時間以上の職員に対しては、医師による面接指導を含めた適切な措置を講じること。
 - (4) 労働安全衛生管理体制の整備に関して、以下の取り組みを進めること。
 - ① 50人以上の職場では、衛生管理者、産業医、衛生委員会を設置し、週1回の校内巡回を行い、月1回の衛生委員会を開いて、労働環境のチェックや職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは、所要の措置を講ずること。

また、非常勤講師や図書館司書など、常時勤務していなくても、年間を通して定期的に勤務していれば、労働安全衛生法で触れられている50人の職員に含まれる（県教委見解）ことから、現状の職員数の再確認を進め、新たに50人以上の職場として確認された学校については、早急に必要な対応を講じること。
 - ② 50人未満の職場では、衛生推進者を選任し、校内巡回を行い、労働環境のチェックし、職員の勤務実態を点検して、問題があるときは、所要の措置を講ずる。
 - ③ 産業医及び衛生委員会については、50人未満の職場についても対応できるようにし、労働安全衛生管理体制の拡充を図る。
 - (5) 勤務時間については、昼の休憩がとれていない現状から、7時間45分勤務した後の16時15分以降は勤務の拘束を解くこと。
 - (6) 時間外勤務の割り振りについては、個人別の「勤務時間の割振変更簿」を作成し、個人の希望する日に割り振りがとりやすくなるよう改善を進めること。
 - (7) 勤務時間の割り振りは、16週間内で可能であることをきちんと知らせ、長期休業中も含めて時間外勤務の割り振りが行われるようにすること。
 - (8) 「早朝交通立ち番」「週番活動」「鍵開け・施錠当番」「資源回収」等の時間外勤務の解消を図ること。やむを得ず職員の業務とする場合は、勤務時間の割り振りをきちんと行うこと。
 - (9) 早朝勤務などの時間外勤務があったときの割り振りは、昼の休憩がとれない実情もあり、16時15分からさかのぼった時刻から割り振りを行うこと。

少なくとも、年休と同様に、30分間の休憩時間を除いた16時30分からさかのぼった時刻から、割り振りが行われるようにすること。
 - (10) 休日勤務を減らすこと。また、行事等でやむを得ず休日勤務を命ずるときは、日頃の時間外勤務の割り振りとは、職員の健康と福祉を尊重する観点から、当日は、できるだけ早く勤務終了すること。
 - (11) 「泊を伴う勤務」については、勤務時間の割り振りを適正に行い、従事した職員の時間外勤務の割り振りがきちんと行われるようにすること。

なお、休日にかかる宿泊行事は、実施しないこと。やむをえず、行事が休日にかかる場合は、勤務時間の割り振りをきちんと行うこと。

- (12) 7時間45分勤務が確実に守られるよう、以下の内容について留意すること。
- ① 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時15分までに打ち合わせや学年会や学級学年事務などの時間を確保する。
 - ② 職員会議・打ち合わせ・学年会・部会などの会議は、16時15分に終わるようにする。時間が足りなくなった場合は続きを別の日に行うか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。
 - ③ 昼の休憩を使って集会や行事などを行った場合、16時15分に全職員一斉に勤務を解く。
 - ④ 行事（後片付けを含む）、研究発表会、学校訪問なども16時15分に終わるようにする。
 - ⑤ 提出文書を簡素化したり、出張を減らしたり、学校訪問を半日日程にしたり、研究指定を減らしたりするなどで教職員の仕事を減らす。
- (13) 授業準備や学年学級事務等の実務時間（空き時間）を確保すること。そのため、次のことに取り組むこと。
- ① 専科教員を増やすこと。
 - ② 教務主任・校務主任も「授業が本務」という観点に立ち、専科教諭に見合う「相当数」の授業を持つようにすること。なお、授業に専念できるよう、本務外の業務を教務・校務にさせないよう配慮すること。
 - ③ 校長・教頭も進んで補欠授業に入るようにすること。
- (14) 年度始め、学期始め、学期末、学年末には、日課を調整し、成績処理や諸帳簿の記入・整理などのための実務時間を確保すること。
- (15) 職員の健康維持のために、最低でも月1回は、定時退校日（ノー残業デー）を設けるとともに、定時退校できる日を増やせるよう業務内容の見直しを図ること。
- (16) パワハラやセクハラが生じないようにすること。県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2011・5・2）を周知徹底すること。
- (17) 校内の修理・修繕・除草・ペンキ塗り等、日々の環境整備のために、男性校務員を各学校に配置し、教員が本務に専念できるようにすること。
- (18) 職員健康診断については、検診項目を増やし、病院や健康センター等で実施するなど一層の充実を図ること。
- (19) 病気やけがで休む際の療養休暇があまり活用されていない実態の改善に向け、どの職場でも、職員が病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
- ① 療養休暇は、1日や1時間単位で取れ、年休と同じように届ければ取得できること。
 - ② 30日未満の取得なら、ボーナスや給与などの処遇には影響がないこと。
 - ③ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- (20) 希望と納得の原則に基づく、血の通った民主的人事の慣行を確立するために以下の点について留意すること。
- ① 内示以前であっても、分かった時点で早目に本人に打診し、教育現場にふさわしく、納得が得られるような人事となるよう配慮すること。特に、希望に沿わない場合は、必ず本人への事前の打診を行うこと。
 - ② 育休明けの異動は、正確な情報を本人に伝えるとともに、本人の希望を最大限尊重し、事情を無視した機械的な人事を行わないこと。
 - ③ 教職員の希望については、文書によって確実に把握し、具申すること。
 - ④ 希望については、第3希望まで聞くと、現任地区を含め丹葉地区のほとんどの

市町が該当してしまうので、第2希望までにとどめること。

- ⑤ 丹羽郡は、大口町と扶桑町を分けて希望を聞くこと。
 - ⑥ 機械的に10年で異動させるのではなく、本人の事情を考慮して対応すること。
 - ⑦ 内示は決定ではなく、苦情があった場合は、すぐに取り次ぐこと。
 - ⑧ 不明瞭な管理職登用人事、主任等の任命をなくし、公明正大な登用制度を作る
こと。
 - ⑨ 校内人事においては、転勤者も含め教職員の希望を尊重し、民主的に行うこと。
 - ⑩ 教務主任・校務主任については、他の主任と同様に当該校内から選ぶようにす
ること。
- (21) 小中学校における妊娠者の体育授業にかかる代替教員の確保に努めること。
 - (22) 男女共同社会参画の観点から、男性教職員の育休取得を進め、それに関わる代替教
職員の加配など必要な条件を整備すること。
 - (23) 子育てと仕事が両立できるよう、該当する職員については、勤務を軽減するなど
の配慮をすること。
 - (24) 臨時教員の待遇を改善すること。講師でなく、正規の教員を配置すること。
 - (25) 教職員が使用する自動車について駐車料金を徴収しないこと。

3. 施設・設備などに関することについて

以下の内容に関して、整備されていない市町や学校については改善を進めること。

- (1) 普通教室・特別教室にエアコンを設置すること。特に、音楽室は、多くが校舎の最
上階にあり大変暑く、また、歌唱や器楽の授業の際に、近くの教室や学校近辺の地域に
対する配慮で窓を閉めて行う場合もあるので、早急に設置すること。また、障害を抱え
た子どもの中には、体温調節がうまくできない子や感覚過敏な子が多く見られるの
で、特別支援学級等の教室にも早急にエアコンを設置すること。
- (2) 校舎の渡りで、窓や屋根がなく、雨天時に雨が吹き込み、児童生徒が通行できな
いところについては改修すること。
- (3) 保健室に、けがをした子どもなどのためにユニットシャワーを設置すること。
- (4) トイレの改善に向けて、次のことに取り組むこと。
 - ① 洋式トイレの増設やセンサー付きにするなど、子どもたちが使いやすく、清潔
さを長期間維持しやすいものへと改修を進めること。
 - ② トイレ掃除を、定期的に業者に委託すること。
 - ③ 職員用トイレに、温水洗浄便座のトイレを設置すること。
- (5) テレビについては、各教室ごとに固定式のものを設置し、日々の教育活動に対応
しやすいものへと改善を進めること。
- (6) 職員の男女別の休養室やシャワー室を設置すること。

4. 労働組合に関することについて

- (1) 憲法28条と地方公務員法55条の1項及び11項を尊重し、教職員労働組合や教
職員の要求に耳を傾け、団体交渉に応じその解決のために努力すること。
- (2) 所属組合による昇進等の差別的扱いをしないこと。
- (3) 不当労働行為をいましめ、組合活動の自由を保障すること。